

令和3年3月26日

第3回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和3年3月26日(金) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員
4. 欠席委員 (農業委員0名)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
盛光主監
6. 議 案 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項【1】 時効取得について
8. その他

開会宣言	<p>国広局長</p> <p>只今から、令和3年第3回須崎市農業委員会総会を開催いたします。今回も推進委員の意見の集約後農業委員を参集しての開催になっていますので報告します。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
開会挨拶	<p>市川会長</p> <p>皆さんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。只今より、第3回須崎市農業委員会総会を開催したいと思います。</p> <p>本日の議案は、第4号までとなっておりますが、慎重にご審議いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。</p>
意見	<p>14番 中西職務代理者</p> <p>議長指名。</p>
議事録署名	<p>市川会長</p> <p>議長指名ということですので、いつものように私の方で指名させていただきたいと思えます。本日の議事録署名人は1番 山崎委員、2番 堅田委員よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>議案第1号 非農地証明願について</p> <p>下記のとおり非農地証明願を受理したので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和3年3月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦</p> <p>(1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他2件</p> <p>(2) 申請受理面積 田 112.51㎡ 畑 19㎡ 合計 131.51㎡</p> <p>番号 1</p> <p>申請人 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○</p>

	<p>土地の所在地 須崎市吾井郷 字 末清甲〇〇</p> <p>土地の表示 地目 畑</p> <p>面積 19 m²</p> <p>事由 申請地は、平成7年3月頃倉庫兼車庫前の駐車場として整備され、現在に至っている</p> <p>確認委員 堅田 良明 谷脇 督央</p>
	<p>番号 2</p> <p>申請人 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市上分 字 又川乙〇〇</p> <p>土地の表示 地目 田</p> <p>面積 12 m²</p> <p>土地の所在地 同 字 又川乙〇〇</p> <p>土地の表示 地目 田</p> <p>面積 9.51 m²</p> <p>事由 昭和60年頃に建築された住宅及び車庫の一部として利用されている。</p> <p>確認委員 青木 進 谷脇 裕二</p>
	<p>番号 3</p> <p>申請人 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市大間東町〇〇</p> <p>土地の表示 地目 田</p> <p>面積 91 m²</p> <p>事由 昭和34年頃より住宅建築により宅地となっている。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さんのご意見をお願いいたします。</p>

意見	<p>2番 堅田委員 番号1について完全にセメントで固めてあるため、問題ないと判断します。</p> <p>13番 谷脇(裕)委員 番号2の申請地については、事由の通り家の入口や車庫の一部で、コンクリートで固められて利用されているので、非農地で問題ないです。</p> <p>14番 中西職務代理者 番号3につきましては、以前から周辺は住宅であり、事由の通り宅地となっているので問題ないと判断します。</p>
議長	<p>市川会長 以上ですがみなさんご意見ほかにございませんか。</p>
意見	<p>14番 中西職務代理者 推進委員の意見の集約では番号1～3について問題がないとのことでした。</p>
審議	<p>市川会長 問題ないとのことで、非農地と判断するというご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員(異議なし)多数。</p>
議長	<p>市川会長 ご異議がないようございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。 令和3年3月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦</p> <p>申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他2件</p>

申請受理面積	地目	台帳	田	3 6 3 m ²
			畑	3 5 0 m ²
			合計	7 1 3 m ²
番号 1				
申請人				
譲渡人	住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名		〇〇 〇〇	
譲受人	住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名		〇〇 〇〇	
土地の所在地			須崎市上分 字	日浦甲〇〇
土地の表示	地目	台帳	畑	
		現況	畑	
	面積		1 1 9 m ²	
事由			売買	
耕作面積			5 5 . 4 1 a	
稼働力			2 / 2	
番号 2				
譲渡人	住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名		〇〇 〇〇	
譲受人	住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名		〇〇 〇〇	
土地の所在地			須崎市浦ノ内西分 字	新改〇〇
土地の表示	地目	台帳	田	
		現況	田	
	面積		3 6 3 m ²	
事由			売買	
耕作面積			9 4 . 9 8 a	
稼働力			2 / 3	
番号 3				
譲渡人	住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名		〇〇 〇〇	
譲受人	住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	

	<p>氏名 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内塩間 字 大平○○</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 138㎡</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内塩間 字 田中○○</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 93㎡</p> <p>面積 合計231㎡</p> <p>事由 贈与</p> <p>耕作面積 60.53a</p> <p>稼働力 4/5</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の補足説明をします。議案書3ページから5ページになります。別紙資料でもご確認ください。</p> <p>最初に、法定の提出書類については、番号1から番号3まですべて整っています。</p> <p>それでは、番号1について。議案書4ページ、別紙資料では1ページから2ページになります。譲受人は個人で、売買による所有権移転を行うものです。譲受人の経営面積は、5540㎡。果樹、水稲を作付しており、経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラクター、田植え機等を保有しており、農作業歴は32年です。農作業には、譲受人と妻が従事しており、農地のすべてを効率的に利用できると思込まれます。農作業には譲受人が年間200日、妻が年間100日従事することです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。申請地では、引き続き畑としてキュウリ等の野菜を栽培することですので周辺農地に影響を与えるものではないと思われま。</p> <p>次に、番号2について。議案書4ページ、別紙資料では3ページから4ページになります。譲受人は個人で売買による所有権移転を行うものです。経営面積は、9498㎡になります。ミョウガや水稲を作付しており、経営農地はすべて耕作されています。トラクター、コンバイン等を保有しており、農作業歴は32年です。農作業には、本人と妻が従事しており、農地のすべてを効率的に利用できると思込まれています。農作業には、本人と妻が年間300日程度従事することです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。申請地では畑として野菜を栽培するほか、びわが植えられてい</p>

	<p>るのでそれを引き継ぐとのことですので、周辺農地に影響を与えるものではないと思われます。</p> <p>最後に、番号3について。議案書5ページ、別紙資料では5ページから6ページになります。譲受人は個人で、贈与による所有権移転になります。経営面積は、6053㎡。キュウリや文旦、ポンカン等を作付しており、経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラクター、運搬機、選果機等を保有しており、農作業歴は45年です。農作業には、本人と長男、および孫2人が従事しており、農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれます。農作業には譲受人が年間60日、長男および孫2人が年間300日程度従事することです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。申請地では、大平〇〇には梨、田中〇〇では大根や白菜をそれぞれ新たに作付けすることですので、周辺農地へ影響を与えるものではないと思われます。</p> <p>以上のことから番号1から番号3について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>それでは関係委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>意 見</p>	<p>13番 谷脇(裕)委員</p> <p>番号1ですが、家屋の売買に付随する譲渡だそうです。現場をみてきましたが家屋の山側に位置しており、日当たりがいいとは言えませんが、耕作するには便利な位置だと思います。申請地としては問題のあるような状態ではないと確認できました。</p> <p>5番 山口委員</p> <p>番号3の申請地につきましては、確認に行きましたが全く問題はないです。</p> <p>3番 中村委員</p> <p>番号2ですが、譲受人が野菜を作っている隣で、荒らしている土地だったので購入し、野菜をつくりたいということでしたので、問題ないです。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>この件につきまして皆さんから質問、意見はございませんか。</p>
<p>意 見</p>	<p>14番 中西職務代理者</p> <p>番号1～3につきましては、推進委員からの意見集約の場では、それぞれ問題がないとのことでした。</p>

審 議	<p>市川会長</p> <p>許可相当と判断するということですが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については農地法第3条1項の規定により許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和3年3月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦</p> <p>申請者 住所 ○○○○○○○○</p> <p>氏名及び件数 ○○ ○○ 1件</p> <p>申請受理面積 畑 191㎡</p> <p>合計 191㎡</p> <p>番号1</p> <p>申請人</p> <p>譲渡人 住所 ○○○○○○○○</p> <p>氏名 ○○ ○○</p> <p>譲受人 住所 ○○○○○○○○</p> <p>氏名 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市山手町○○</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑</p> <p>現況 畑</p> <p>面積 48㎡</p> <p>土地の所在地 須崎市山手町○○</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑</p> <p>現況 畑</p>

	<p>面積 143㎡</p> <p>農地の種別 第3種</p> <p>事由 自己住宅の建築</p> <p>続けて補足説明します。</p> <p>農地の区分と転用目的については、申請地は、第3種農地です。転用の目的は、現在アパート暮らしをしているが、子供の誕生を機に自己住宅の建築を計画し、津波被害の危険のない当地を選定したもので、問題はないと認められます。</p> <p>資力及び信用については、土地取得費〇〇〇〇円、建築費〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円を、借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和3年10月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性については、建築面積86.95㎡、所用面積191㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、申請地内で集水し、3か所より南側側溝へ排水。側溝の所有者の同意書添付済みです。生活排水は、北側市道侵入口付近から、下水管に接続予定。なお、接続に伴う工事許可手続きは、転用許可後の建築確認と同時となることを、管理課である須崎市建設課担当に確認済みです。また、周辺農地もなく、問題はないものと判断します。</p> <p>進入路は、北側市道からとなりますが、現状のままでも侵入するので工事占用許可は不要と確認済みです。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
意 見	<p>14番 中西職務代理者</p> <p>この件についても、推進委員の意見の集約では特に問題がないということで、承認の意向でした。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>許可相当と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、許可申請を農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画についての諮問 を議題といたします。</p>																								
議案説明	<p>国広局長</p> <p>農用地利用集積計画について（諮問）</p> <p>上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和3年3月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦</p>																								
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは補足説明をお願いします。</p>																								
補足説明	<p>盛光主監</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画書（案） 令和2年度第9号</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>令和3年3月26日 須崎市長 楠瀬耕作</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください</p> <p>整理番号 R2-17</p> <table data-bbox="411 1467 1356 1836"> <tr> <td>利用権設定等を受ける者</td> <td>住所</td> <td>○○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>農作業従事日数</td> <td></td> <td>250日</td> </tr> <tr> <td>利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>2468.00㎡</td> </tr> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>4598.00㎡</td> </tr> <tr> <td>合計農地面積</td> <td></td> <td>7066.00㎡</td> </tr> <tr> <td>農作業従事者</td> <td>農業専従者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(内15歳以上60歳未満の者1名)</td> </tr> </table>	利用権設定等を受ける者	住所	○○○○○○○○		氏名	○○ ○○	農作業従事日数		250日	利用権設定等面積	農地	2468.00㎡	経営耕地面積	農地	4598.00㎡	合計農地面積		7066.00㎡	農作業従事者	農業専従者	1名			(内15歳以上60歳未満の者1名)
利用権設定等を受ける者	住所	○○○○○○○○																							
	氏名	○○ ○○																							
農作業従事日数		250日																							
利用権設定等面積	農地	2468.00㎡																							
経営耕地面積	農地	4598.00㎡																							
合計農地面積		7066.00㎡																							
農作業従事者	農業専従者	1名																							
		(内15歳以上60歳未満の者1名)																							

利用権設定申出書	
利用権設定を受ける者	〇〇 〇〇
利用権設定をする者	〇〇 〇〇
聴取確認欄	
1. 通作距離	20～30km
2. 権利の種類	使用貸借による権利設定（期間借地）
3. 借受人の分類	個人 世帯員
4. 貸付人の分類	個人
5. 中核農家の該当の有無	有
6. 権利の設定移転の事由	相手方の要望
7. 経営規模（農地面積）	借人 0.3～0.5ha 貸人 0.3～0.5ha
8. 経営改善計画の有無（借受人）	無
利用権を設定する土地	
所在	須崎市吾井郷 字 小濱谷乙〇〇
地目	畑
面積	1785m ²
所在	須崎市吾井郷 字 小濱谷乙〇〇
地目	畑
面積	198m ²
所在	須崎市吾井郷 字 小濱谷乙〇〇
地目	畑
面積	198m ²
所在	須崎市吾井郷 字 小濱谷乙〇〇
地目	畑
面積	287m ²
設定する利権内容	
内容（作物名）	文旦
期間	令和3年4月1日～令和7年12月31日 4年9か月
借賃	0円
借賃の支払方法	なし
利用権の種類	借用貸借権
当事者間の法律関係	使用貸借

	<p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号 R2-17 について、借受人の主たる経営作物は生姜、ゆずで、構成員は1人、うち1人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意については、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請1件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、関係委員から何かご意見はございませんか。</p>
意 見	<p>谷脇（裕二）委員</p> <p>作物名が文旦で期間が4年9か月ということですが、現在文旦が植えられているということでしょうか。契約期間としては中途半端ではないでしょうか。</p>
補足説明	<p>国広局長</p> <p>ここの土地については、今回利用権の設定を受ける方とは別の方が、当事者間での契約で借り受けて文旦を育てていました。ただ、所有者とトラブルになり農業委員会事務局にも相談にいられていました。今回の申請については、新しい方が文旦の管理を引き継ぐ形になりますが、内容的には問題がないものと考えています。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>他にご意見はありませんか。特になければ、承認することで決定してよろしいですか。</p>
採 決	<p>農業委員（意義なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認す</p>

	<p>ることに決定し、答申することとします。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項【1】農地の時効取得について説明をお願いします。</p> <p>報告 国広局長</p> <p>報告事項【1】農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨通知を受理したので報告する。</p> <p>令和3年3月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦</p> <table border="0"> <tr> <td>申請者</td> <td>住所</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名及び件数</td> <td>〇〇 〇〇 1件</td> </tr> <tr> <td>申請受理面積</td> <td>田</td> <td>33m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>33m²</td> </tr> </table> <p>番号 1</p> <table border="0"> <tr> <td>申請人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務者</td> <td>住所</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>権利者</td> <td>住所</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>土地の所在地</td> <td colspan="2">須崎市浦ノ内塩間 字 西香宗谷〇〇</td> </tr> <tr> <td>土地の表示</td> <td>地目</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td></td> <td>面積</td> <td>33m²</td> </tr> <tr> <td>事由</td> <td>登記原因日付</td> <td>昭和44年11月25日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時効取得受付</td> <td>令和3年2月2日</td> </tr> </table> <p>議長 市川会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p> <p>その他 国広局長</p> <p>委員の報酬に係る最適化交付金と月額報酬額の変更の議会での承認について 新体制へ向けての農業委員の任命への議会での同意の承認について 任命式の日程について 推進委員の委嘱式について</p>	申請者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇		氏名及び件数	〇〇 〇〇 1件	申請受理面積	田	33m ²		合計	33m ²	申請人			義務者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇		氏名	〇〇 〇〇	権利者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇		氏名	〇〇 〇〇	土地の所在地	須崎市浦ノ内塩間 字 西香宗谷〇〇		土地の表示	地目	田		面積	33m ²	事由	登記原因日付	昭和44年11月25日		時効取得受付	令和3年2月2日
申請者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇																																									
	氏名及び件数	〇〇 〇〇 1件																																									
申請受理面積	田	33m ²																																									
	合計	33m ²																																									
申請人																																											
義務者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇																																									
	氏名	〇〇 〇〇																																									
権利者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇																																									
	氏名	〇〇 〇〇																																									
土地の所在地	須崎市浦ノ内塩間 字 西香宗谷〇〇																																										
土地の表示	地目	田																																									
	面積	33m ²																																									
事由	登記原因日付	昭和44年11月25日																																									
	時効取得受付	令和3年2月2日																																									

閉会宣言	<p>竹下次長 最適化交付金の活動記録簿の説明</p> <p>市川会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時 0分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番</p> <p style="text-align: center;">2 番</p>
------	--